



2026年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社 キ ン グ
代表者名 代表取締役社長 木原 伸 一
(コード番号 8118 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員財務部長 坪 田 隆 宏
(TEL 03-5434-7282)

株主提案に関する書面の受領および当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2026年6月26日開催予定の第79期定時株主総会において、2026年4月24日付で当社株主であるVASANTA MASTER FUND PTE. LTD.より株主提案（以下「株主提案1」といいます。）を行う旨の書面を、また、2026年4月27日付で当社株主であるLNS MANAGEMENT PTE.LTD.より株主提案（以下「株主提案2」といいます。）を行う旨の書面をそれぞれ受領いたしました。

当社は、2026年5月15日開催の取締役会において、各株主提案に対する当社取締役会の意見を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

株主提案1について

1. 提案株主

提案株主名：VASANTA MASTER FUND PTE. LTD.

2. 株主提案1において提案された議題

- (1) 定款一部変更の件
- (2) 剰余金処分の件

3. 議案の要領及び提案の理由

別紙1「株主提案1の内容」に記載のとおりです。

4. 株主提案1に対する当社取締役会の意見

(1) 定款一部変更の件

① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

② 反対の理由

当社は、株主の皆様への利益還元の充実が重要な経営課題であることを十分に認識しており、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としております。

また、株主の皆様との対話を通じて、資本政策に関する考え方や判断基準の透明性を高めること

の重要性についても強く認識しております。この観点から、当社は、安定配当の指標といたしましては、配当性向 40%を1つの基準としております。上記方針に基づき、2026年3月期の配当金につきましては、1株につき普通配当 18円を予定しております。

一方で、配当を含む資本政策は、当該事業年度の利益のみで機械的に決定すべきものではなく、将来の成長投資、事業環境の変化、キャッシュ・フロー創出力、運転資本の状況、財務健全性、配当の継続可能性等を総合的に勘案して判断すべきものです。

当社グループは、アパレル事業における商品力・ブランド力の強化、店舗開発、既存ショップの活性化、デジタル施策の強化、生産・在庫管理の高度化や新規事業の検討など、中長期的な収益基盤の強化に向けた取り組みを進めております。また、不動産事業についても、新規物件の取得、保有資産の有効活用および維持・更新に継続的な資金需要が存在します。

このような状況において、本株主提案は、経営環境や投資機会の変化に応じた柔軟な経営資源の配分を妨げ、結果として中長期的な企業価値の向上を損なうおそれがあります。

当社としては、株主還元の充実と将来の成長投資の両立を図り、適切な経営資源の配分を実現するためには、配当の水準や方法を、取締役会が最新の事業環境および財務状況を踏まえて機動的に判断することが必要であると考えております。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(2) 剰余金処分の件

① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

② 反対の理由

当社は、株主還元の実現が重要な課題であることを十分認識しており、安定的かつ継続的な配当を実施する方針としております。

もっとも、配当水準は、単年度の利益水準のみならず、将来の事業展開に必要な資金需要、営業キャッシュ・フローの安定性、財務健全性、経済環境の変化等を踏まえ、持続可能性を重視して決定されるべきものです。

本議案は、当社に対して1株当たり66円の配当を求めるものですが、これは当社の当期純利益との比較においても相応に高い水準であり、将来的な景気変動や事業環境の悪化局面において、安定配当を維持するうえでの柔軟性を大きく損なう可能性があります。

当社は、DOE等の指標が資本効率を評価する一つの参考となり得ることは認識しておりますが、当該指標は企業の実態や将来の資金需要を単独で十分に反映するものではなく、配当政策を当該指標のみに基づいて決定することは適切ではないと考えております。

配当は一時的に引き上げることよりも、継続的に維持可能であることが重要であり、当社としては、株主還元と内部留保のバランスを中長期的観点から慎重に判断する必要があると考えております。

当社は、2025年3月期においても、安定配当の方針に基づき18円の期末配当を実施しており、今後も業績および資本政策を総合的に勘案しながら、株主の皆様への還元充実に努めてまいります。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

なお、当該提案の提案理由では、「約32億円の投資有価証券（純資産の約60%に相当）を保有し

ている」旨の記載がございますが、実際には、2026年3月末日現在で、投資有価証券（政策保有株式）の純資産比率は約16%であることを申し添えます。

株主提案2について

1. 提案株主

提案株主名：LNS MANAGEMENT PTE.LTD.

2. 株主提案2において提案された議題

- (1) 定款一部変更の件（剰余金の処分等の決定機関に関する変更）
- (2) 剰余金の処分の件
- (3) 自己株式取得の件
- (4) 定款一部変更の件（自己株式の消却）
- (5) 定款一部変更の件（政策保有株式の縮減）
- (6) 買収防衛策撤廃の件

3. 議案の要領および提案の理由

別紙2「株主提案2の内容」に記載のとおりです。

4. 株主提案2に対する当社取締役会の意見

- (1) 定款一部変更の件（剰余金の処分等の決定機関に関する変更）

① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

② 反対の理由

当社は、株主の皆様への利益還元の充実が重要な経営課題であることを十分に認識しており、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としております。

また、株主の皆様との対話を通じて、資本政策に関する考え方や判断基準の透明性を高めることの重要性についても強く認識しております。この観点から、当社は、安定配当の指標といたしましては、配当性向40%を1つの基準としております。上記方針に基づき、2026年3月期の配当金につきましては、1株につき普通配当18円を予定しております。

一方で、配当を含む資本政策は、当該事業年度の利益のみで機械的に決定すべきものではなく、将来の成長投資、事業環境の変化、キャッシュ・フロー創出力、運転資本の状況、財務健全性、配当の継続可能性等を総合的に勘案して判断すべきものです。

当社グループは、アパレル事業における商品力・ブランド力の強化、店舗開発、既存ショップの活性化、デジタル施策の強化、生産・在庫管理の高度化や新規事業の検討など、中長期的な収益基盤の強化に向けた取り組みを進めております。また、不動産事業についても、新規物件の取得、保有資産の有効活用および維持・更新に継続的な資金需要が存在します。

このような状況において、本株主提案は、経営環境や投資機会の変化に応じた柔軟な経営資源の配分を妨げ、結果として中長期的な企業価値の向上を損なうおそれがあります。

当社としては、株主還元の充実と将来の成長投資の両立を図り、適切な経営資源の配分を実現するためには、配当の水準や方法を、取締役会が最新の事業環境および財務状況を踏まえて機動的に判断することが必要であると考えております。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(2) 剰余金の処分の件

① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

② 反対の理由

当社は、株主還元の充実が重要な課題であることを十分認識しており、安定的かつ継続的な配当を実施する方針としております。

もっとも、配当水準は、単年度の利益水準のみならず、将来の事業展開に必要な資金需要、営業キャッシュ・フローの安定性、財務健全性、経済環境の変化等を踏まえ、持続可能性を重視して決定されるべきものです。

本議案は、DOE6%を下限とする配当を前提としており、短期的には株主還元の強化として評価し得る一方で、将来的な事業環境の変化や投資機会の拡大に十分対応できなくなるおそれがあります。

当社は、DOE等の指標が資本効率を評価する一つの参考となり得ることは認識しておりますが、当該指標は企業の実態や将来の資金需要を単独で十分に反映するものではなく、配当政策を当該指標のみに基づいて決定することは適切ではないと考えております。

当社としては、配当は一度引き上げた後に減配した場合の株主への影響も大きいことから、単一指標により固定化することなく、企業の実態に即した総合判断が必要であると考えております。

当社は、株主還元の充実を継続的に検討しつつも、事業の持続的成長と財務基盤の安定を両立させる方針であり、将来にわたる安定配当の維持可能性を重視しております。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(3) 自己株式取得の件

① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

② 反対の理由

当社は、自己株式取得が株主還元の有効な手段の一つであり、資本効率の向上に資する可能性があることを認識しております。

他方で、自己株式取得は、その実施の可否、規模および時期について、株価水準、資金余力、将来の投資需要、事業環境の不確実性等を総合的に勘案したうえで判断すべきものです。

当社グループは、アパレル事業における商品力・ブランド力の強化、店舗開発、既存ショップの活性化、デジタル施策の強化、生産・在庫管理の高度化や新規事業の検討など、中長期的な収益基盤の強化に向けた取り組みを進めております。また、不動産事業についても、新規物件の取得、保有資産の有効活用および維持・更新に継続的な資金需要が存在します。

本議案は、取得株数、取得総額および取得期間をあらかじめ具体的に定めるものであり、将来の状況変化にかかわらず一定の枠組みで自己株式取得を実施することを前提とする内容となっております。このような固定的な枠組みは、当社がその時点における最適な資本配分を判断する余地を制約し、結果として資本効率の向上ではなく、財務運営の柔軟性を損なう可能性があります。

当社取締役会としては、自己株式取得の是非については、将来の投資機会や資金需要とのバランス

スと足元の事業環境を踏まえ、その都度最適なタイミングと規模を判断することが、株主共同の利益に資するものと考えております。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(4) 定款一部変更の件（自己株式の消却）

① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

② 反対の理由

当社は、自己株式の消却が1株当たり価値の向上に資する可能性があることを認識しております。また、将来的な株式の希薄化に対する懸念を低減する観点からも、一定の場合には合理的な施策となり得るものと考えております。

しかしながら、自己株式は、将来的な資本業務提携、M&A、組織再編、役員・従業員向けインセンティブ制度等、企業価値の向上に資する多様な活用可能性を有する重要な経営資源でもあります。

自己株式の保有および処分のある方は、その時々々の経営戦略や外部環境に応じて柔軟に検討されるべきものであり、一律に消却を前提とすることが常に最適であるとは限りません。

本議案は、毎事業年度末日に保有する自己株式を原則として速やかに消却することを定款上義務づけるものであり、当社が将来の経営戦略に応じて自己株式を機動的に活用する余地を著しく制約するものです。

当社としては、自己株式の消却の要否および範囲は、当社の資本政策全体の中で、その時点の事業環境や経営課題を踏まえ、個別具体的に判断すべきであると考えております。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(5) 定款一部変更の件（政策保有株式の縮減）

① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

② 反対の理由

当社は、政策保有株式について、その保有意義や資本効率の観点から継続的に見直しを行い、必要に応じて縮減を進めることが重要であると認識しております。この観点から、当社は、保有先企業の動向、取引の状況、当該保有株式の市場価額等の状況を踏まえて、当該企業からの情報収集や安定的な取引関係の維持、強化を図ることにより、当社の企業価値の向上に資すると認められる場合、政策保有株式を戦略的かつ限定的に保有することを基本方針としており、戦略上の判断は適宜見直しを行い、意義が不十分、あるいは資本政策に合致しない保有株式については縮減を図る方針としております。

また、毎年、取締役会において、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証した上で、継続保有の是非を検討し、これを反映した保有の目的等について対外的に具体的な説明を行うものとしております。

政策保有株式に係わる議決権の行使に当たっては、当社との取引関係の維持・強化等を通じて、当社の企業価値向上に資するかどうかの観点から議決権行使を行うことを議決権行使の基準としております。

もっとも、政策保有株式の保有意義は、個別銘柄ごとに、取引関係の維持・強化、事業上のシナジー、情報収集機能、安定的な取引基盤の確保等、様々な観点から総合的に判断されるべきものであり、単一の数値基準によって一律に管理することは適切ではありません。

数値基準を定款により固定化することは、個別事情を反映した機動的な売却・保有判断を困難にし、かえって中長期的な企業価値の向上を阻害する可能性があります。

当社としては、政策保有株式については、形式的な基準による一律管理ではなく、保有意義の検証と必要に応じた縮減を継続することが適切であると考えております。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(6) 買収防衛策撤廃の件

① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

② 反対の理由

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）は、特定の買収者を一律に排除することを目的とするものではなく、株主の皆様が十分な情報と検討時間を確保したうえで適切な判断を行えるようにすること、ならびに企業価値を毀損するおそれのある買収に対して必要かつ相当な範囲で対応することを目的として、当社の株主総会での承認を経て導入されております。

本方針の運用における恣意性の排除については、高度な専門性と公共的責任を担ってきた経験を有する外部有識者（社外取締役等）で構成される独立委員会の勧告を最大限尊重する仕組みを設けており、経営陣の地位保全のために制度が不当に利用される余地を実効的に遮断しております。また、対抗措置の発動に際しては、株主意思確認総会を開催する手続きを導入しており、最終的には株主の意思が反映される構造となっております。

本議案のように、これらの制度設計や運用実態を踏まえた検証を行うことなく、一律に買収防衛策を廃止することは、結果として株主が十分な情報を得る機会や検討時間を確保する仕組みを失わせることにつながりかねません。

当社としては、買収防衛策の要否は、制度の透明性、運用の適正性、当社を取り巻く事業環境等を踏まえて慎重に判断されるべきであり、一律の廃止が直ちに株主共同の利益の向上につながるものではないと考えております。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

以 上

(別紙1) 株主提案1の内容

提案株主から提出された本株主提案書面の内容を原文のまま掲載しております。

第1 株主総会の目的である事項

- 1 定款一部変更の件
- 2 剰余金の処分の件

第2 議案の要領及び提案の理由

- 1 定款一部変更の件

(1) 議案の要領

現行の定款を、以下の条文に変更する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(剰余金の配当等) 第47条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。 2 当社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。 3 当社は、 <u>会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会によっては定めない。</u> 4 配当金は、当社がその支払の提供をしてから満3年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。	(剰余金の配当等) 第47条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。 2 当社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。 <u>(削除)</u> 3 配当金は、当社がその支払の提供をしてから満3年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

(2) 提案の理由

剰余金の配当は、株主の基本的な権利である利益配当請求権に関連する極めて重要な事項であり、本来は会社の所有者である株主が株主総会において決定すべきものである。

しかし、当社の現行定款は、剰余金の配当等について株主総会の決議では定めないとしており、株主から剰余金処分に関する直接的な提案・決定の機会を完全に排除している。この規定により、資本政策や株主還元に関する経営陣の裁量が過度に大きくなり、株主の意思を適切に経営に反映させることが困難となっている。

株主総会においても剰余金の配当等を決議できるように同項を削除することは、株主と会社との建設的な対話を促進し、コーポレートガバナンスを強化するものである。

そこで、株主が最適な株主還元策を直接判断し、企業価値の向上を図れる仕組みを回復するため、定款変更を提案する。

2 剰余金の処分の件

(1) 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、議案1「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件とするものである。

本議案は、本定時株主総会において当社代表取締役が剰余金の処分に関する議案を提出する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 一株当たり配当額

金 66 円から、本定時株主総会において、当社代表取締役が提出し、かつ可決の決議がされた剰余金の処分に関する議案に係る普通株式 1 株当たりの剰余金配当額を控除した金額(本定時株主総会において当社代表取締役が剰余金の処分に関する議案を提出しない場合には金 66 円)

ウ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式 1 株につき上記イの 1 株当たりの配当額 (配当総額は、1 株当たりの配当額に 2026 年 3 月 31 日現在の当社発行済普通株式総数 (自己株式を除く。)) を乗じて算出した金額)

エ 剰余金の配当が効力を生ずる日

本定時株主総会の日

(2) 提案の理由

当社は、中核事業であるアパレル事業が構造的な逆風に直面する一方で、不動産事業では引き続き安定的かつ予測可能な収益を生み出している。その結果、中核事業の資金ニーズが限定的であること、不動産事業が継続的かつ比較的安定したキャッシュフローを提供することから、当社は約 103 億円の多額の現金を保有し、約 32 億円の投資有価証券(当社の純資産の約 60%に相当)を保有している。

こうした要因により純資産が過剰に蓄積され、その結果、過去 10 年間、当社の ROE は毎年 5%を下回っている。ROE を改善するためには、積極的な資本政策を通じて意図的に純資産を削減する必要がある。

そこで、提案株主は、累進的かつ持続可能な配当方針を確保する株主還元策を採用すべきであることから、自己資本配当率(DOE) 5%に相当する最低配当として、66 円を今期の配当額とする剰余金の処分の実施を提案する。

以 上

(別紙2) 株主提案2の内容

提案株主から提出された本株主提案書面の内容を原文のまま掲載しております。

【第1号議案】定款一部変更の件（剰余金の処分等の決定機関に関する変更）

1. 議案の要領

現行定款第47条を以下の通り変更する。

（現行）第47条第3項 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によって定めない。

（変更案）第47条第3項 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議のほか、株主総会の決議によっても定めることができる。

2. 提案の理由

現行定款第47条第1項は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議によって定めることができる旨を定め、同条第3項は、当該事項を株主総会の決議によっては定めない旨を明記しています。しかし、資本配分に関する重要事項については、株主が必要に応じて株主総会で意思表示できる余地を残すべきです。

また、貴社は過大な自己資本により資本効率が低下し、株価のPBR1倍割れが常態化しています。資本政策に係る重要な決定である剰余金の配当や自己株式の取得等について、株主の意思を直接反映できる体制を構築し、コーポレート・ガバナンスを向上させるため、本定款変更を提案します。なお、本議案は後記第2号議案及び第3号議案の前提となるものです。

【第2号議案】剰余金の処分の件

1. 議案の要領

第1号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、第79期の期末配当として、2026年3月31日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、当会社普通株式1株につき金86円を金銭で配当する。なお、効力発生日は本定時株主総会開催日の翌営業日とする。

2. 提案の理由

貴社はPBR1倍割れの状態が継続しており、資本市場との対話の観点からも、明確かつ相応の株主還元方針を示す必要があると考えます。貴社のPBR1倍割れおよび過大な自己資本を解消し、ROEを向上させるためには、株主還元を抜本的に強化する必要があります。資本コストを意識した経営を実践し、株主価値の最大化を図るため、DOE6%を下限とする配当を提案します。現時点での最新の決算資料である2025年12月31日時点の貸借対照表ベースでは、1株当たり86円の配当が導かれます。

2026年3月末時点の株価1,148円を前提とすると、1株86円配当は配当利回り約7.50%に相当し、PBR1倍割れの是正、過大な自己資本の解消およびROE向上に資すると考えます。

【第3号議案】 自己株式取得の件

1. 議案の要領

第1号議案が原案通り承認可決されることを条件として、会社法第156条第1項の規定に基づき、以下の内容で自己株式を取得する。

- (1) 取得する株式の種類 : 普通株式
- (2) 取得する株式の総数 : 3,000,000株を上限とする
- (3) 株式の取得価額の総額 : 3,000,000,000円(30億円)を上限とする
- (4) 取得期間は本定時株主総会終結の時から2027年3月31日までとする
- (5) 取得方法は、東京証券取引所における市場買付け、立会外買付取引その他法令上許容される方法とする

2. 提案の理由

2026年3月期第3四半期決算短信の数値と2026年3月末時点の株価1,148円を基準にすると、貴社のPBRは0.80倍、BPSは1,435円、ROEは3.15%となります。さらに、賃貸等不動産の含み益(税引後)を考慮した修正BPSは1,773円、修正PBRは0.65倍となり、この修正BPSを大きく下回る株価での自己株式取得は、1株当たり価値の向上に合理性があります。

仮に1株当たり1,148円の価格で、30億円・261万株程度の自己株式取得を行った場合、EPSは45円から54円へ、BPSは1,435円から1,492円へ、ROEは3.15%から3.62%へ改善されます。

以上から、現在の株価水準(PBR1倍以下)での自己株式の取得は、BPS、EPS、およびROEを永続的に向上させる極めて合理的な資本政策であり、株価PBR1倍割れの解消に直結し、資本効率の改善および株主価値向上に資すると考えます。

【第4号議案】 定款一部変更の件(自己株式の消却)

1. 議案の要領

定款に以下の条文を新設する。

「(自己株式の消却)

第48条 当社は、毎事業年度末日において保有する自己株式について、株主価値の向上及び資本効率の改善の観点から、会社法第178条に基づき、取締役会の決議により、その全部又は一部を、当該事業年度に関する定時株主総会終結後、速やかに消却するものとする。」

2. 提案の理由

自己株式の消却は、発行済株式総数を減少させ、1株当たり価値の希薄化リスクを永久的に排除する重要な資本政策です。

当社が8,828,515株(発行済株式総数の35.64%)という多額の自己株式を継続保有することは、将来の市場放出による希薄化懸念を生じさせるだけでなく、保身目的での第三者割当その他の資本政策に利用される懸念も生じさせます。取締役会設置会社における自己株式の消却数の決定は会社法上取締役会決議事項であるため、本議案は、株主総会が直接消却数を決定するものではなく、定款により、取締役会に対して自己株式の消却を行うべき基本方針を定めるものです。よって、上記の定款変更を提案します。

なお、本条項が導入された場合、当社が毎事業年度末日に保有する自己株式は、当該事業年度に関する定時株主総会終結後、取締役会の決議により速やかに消却されることとなります。

【第5号議案】定款一部変更の件（政策保有株式の縮減）

1. 議案の要領

現行定款に以下の条文を新設する。

「(政策保有株式の縮減)

第49条 当社は、純投資目的以外の目的で保有する上場株式の貸借対照表計上額の合計額が、各事業年度末日において、連結純資産額の10%を超えないものとする。」

2. 提案の理由

貴社の投資有価証券は純資産に対し15.38%（2025年12月末時点）を占めていますが、配当利回りは資本コスト（WACC）を下回っており、著しく資本効率を悪化させています。株式市場の変動リスクを排除し、ROEの向上およびガバナンスの正常化を図るため、定款において政策保有株式の保有上限を明記すべきです。

【第6号議案】買収防衛策撤廃の件

1. 議案の要領

2025年6月の定時株主総会において決議された「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を、本定時株主総会の終結の時をもって廃止する。

2. 提案の理由

買収防衛策はガバナンス不全と経営陣の保身の象徴であり、株主からプレミアム付きの価格で株式を売却する機会を奪うものです。真の買収防衛策は高い資本効率と適正な株価形成の実現に他ならず、買収防衛策を撤廃することが、東京証券取引所が求める「資本コストや株価を意識した経営」に合致します。

以 上